

インボイス制度への対応に関するお知らせ

令和5年10月から始まるインボイス制度について、当センターでは所轄税務署へ確認を行い、以下のとおり対応させていただくこととなりましたのでお知らせします。

特に、処分料金を前納する民間契約者の方につきましては、当センターから請求書等の発行がありませんので、その代わりとして、契約書、受入伝票の保存が求められます。

消費税の仕入税額控除を受ける際には、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 当センターの適格請求書発行事業者登録番号

T8120005004407

2. 対応内容

消費税の仕入税額控除に必要な追加情報につきましては、下表のとおり提供します。

対象書類	処分料金の支払方法	
	前納(民間)	後納(公共)
受入伝票	■登録番号 ■受入金額(税込) ■適用税率 ■税率別消費税額	
請求書		■登録番号 ■請求額(税込) ■適用税率 ■税率別消費税額
精算通知書	■登録番号 ■契約期間中の受入金額(税込) ■適用税率 ■税率別消費税額	

契約書は従来通りです。

⚠️ 民間契約者の方はご注意ください

仕入税額控除の対象は、決算期末までに実際に搬入いただいた廃棄物に掛かる処分料金のみであり、事前にお振込みいただく処分料金の全額が必ずしも対象となる訳ではありません。所轄税務署から注意喚起されていますので、ご注意ください。